

# JPX 自主規制法人の年次報告 2016

JPX-R Annual Report 2016



# 目次

	はじめに	01
<b>I</b>	<b>自主規制法人の概要</b>	<b>02</b>
1	金融商品取引所の自主規制の意義	03
2	日本取引所自主規制法人の組織体制	04
3	日本取引所自主規制法人の特色	05
<b>II</b>	<b>マーケットを取り巻く環境変化及びそれに対する取組み</b>	<b>06</b>
1	新規公開の品質確保に向けた対応について	07
2	「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」について	08
3	新売買審査システムの稼働	09
4	国際審査室の設置	09
<b>III</b>	<b>2015年度の業務の実施状況</b>	<b>10</b>
1	上場審査	11
	・ 上場審査業務の概要	11
	・ 上場審査の実施状況	12
	・ 上場審査結果の状況	13
	・ 情報受付件数	13
2	上場管理	14
	・ 上場管理業務の概要	14
	・ 上場管理の実施状況	16
	・ 上場管理結果の状況	16
	・ 情報受付件数	17
3	考査	18
	・ 考査業務の概要	18
	・ 考査の実施状況	21
	・ 考査結果の状況	21
	・ 処分・勧告の実施状況	23
	・ 情報受付件数	24
	・ 考査員の考査スキル向上に向けた取組み	24
4	売買審査	25
	・ 売買審査業務の概要	25
	・ 売買審査の実施状況	27
	・ 売買審査結果の状況	28
	・ 情報受付件数	29
	・ 海外規制当局等との連携強化等の取組み	29
5	上場会社・取引参加者等の コンプライアンス支援活動等	30
	・ コンプライアンス研修センター 「COMLEC」等について	30
	・ COMLEC等の活動状況	30
	・ 上場会社・取引参加者等からの相談受付	35
	・ J-IRISSの登録推進活動	36
6	銘柄一覧	
	・ 新規上場等銘柄数	37
	・ 上場廃止等銘柄数及び処分その他の 措置を行った銘柄数	41

## はじめに

日本取引所自主規制法人は、金融商品取引所の自主規制業務を専門に行うために日本取引所グループに設置されている、金融商品取引法に基づく自主規制法人です。

当法人の属する日本取引所グループは、わが国の最も中心的なマーケットとして国内外における資産運用及び資金調達を支える重要な機能を担っています。その中で当法人は、東京証券取引所及び大阪取引所が皆様に信頼され、安心して取引できる場であり続けられるよう、いわば取引所の品質管理センターとしての重要な役割を担っています。

そのような役割を担う当法人では、市場の公正性・信頼性を維持するため、「上場審査」、「上場管理」、「考査」、「売買審査」といった自主規制業務に日々取り組むとともに、市場関係者の皆様に、イベントやセミナーの開催、刊行物の発刊等を通じてコンプライアンスを支援する活動を実施しています。

マーケットを取り巻く環境変化は非常に早く、資本市場において日々生起する出来事に対する確に自主規制業務を実施するには、それらの事情に精通し、その動きに適切に対応していくことが必要となります。

例えば、2015年度におきましては、新規公開の品質確保に向けた対応、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」の策定、増大する取引量に対応した新売買審査システムの稼働や、クロスボーダー取引に係る売買審査案件の審査等を行う「国際審査室」の設置といった、対応を図ったところです。

本冊子を通じて、市場関係者の皆さまにおいて当法人の自主規制業務についての理解が一層深まり、健全な取引所市場の構築に向けての一助になれば幸甚に存じます。

2016年7月

日本取引所自主規制法人 理事長

佐藤 隆文

# I

## 自主規制法人の概要

## 1 金融商品取引所の自主規制の意義

金融商品取引所の使命は、効率的で使い勝手が良く、公正で信頼される市場を構築することによって高い流動性を提供し、高度な価格発見機能を通じて、市場メカニズムに基づく効率的な資金配分を実現することにあります。この使命を果たすためには、個人投資家を含む幅広い投資者の多様な投資判断に基づく需給が統合されるよう、投資者が安心して取引できる市場を提供していく必要があります。したがって、市場に最も近い市場開設者自身が適切な規制・制度を整備し、上場会社の適格性の維持、市場における不公正取引の防止及び取引参加者の健全性の維持に向けた適切な自主規制機能を発揮することにより、市場の公正性・信頼性を確保することが極めて重要になります。

また、我が国経済の活性化のための構造改革として、直接金融の役割を重視した金融システムへの転換の要請がますます高まっている中で、市場機能を中核とする金融システムの構築に向けて、市場監視の機能・体制の強化が求められています。そのためには、行政当局による規制と取引所等による自主規制とがそれぞれの長所を活かして相互に補完しながら、全体として実効性が高くかつ効率的で調和の取れた体制を構築していく必要があります。

このように、金融商品取引所にとって自主規制機能は、市場の公正性・信頼性を担保する、いわば取引所市場の品質管理であり、市場運営に従事する市場開設者としての機能の根幹に位置付けられるものです。日本取引所グループは、このような認識の下に、自主規制業務を遂行しています。



## 2 日本取引所自主規制法人の組織体制

自主規制業務を適切に遂行するためには、公益や投資者保護を主眼に置いた高い次元の自律性と、公正・中立な立場に立って管理運営する組織体制が必要不可欠です。また同時に自主規制業務の遂行にあたっては、市場で起きる様々な事象に対して、迅速かつ的確に対処することが必要とされるとともに、市場の機能や特性を熟知した高い専門性も求められます。そのため、歴史的に自主規制業務は取引所自身が担ってきたところですが、他方、取引のボーダーレス化や国際的な市場間競争が進展するにつれて、取引所組織として環境変化に柔軟に対応し、より強力に効率性、利便性の向上を推進していくことが益々重要となり、取引所の株式会社化が一般化しました。当グループの東京証券取引所、大阪取引所も上場会社である株式会社日本取引所グループの傘下で運営されています。

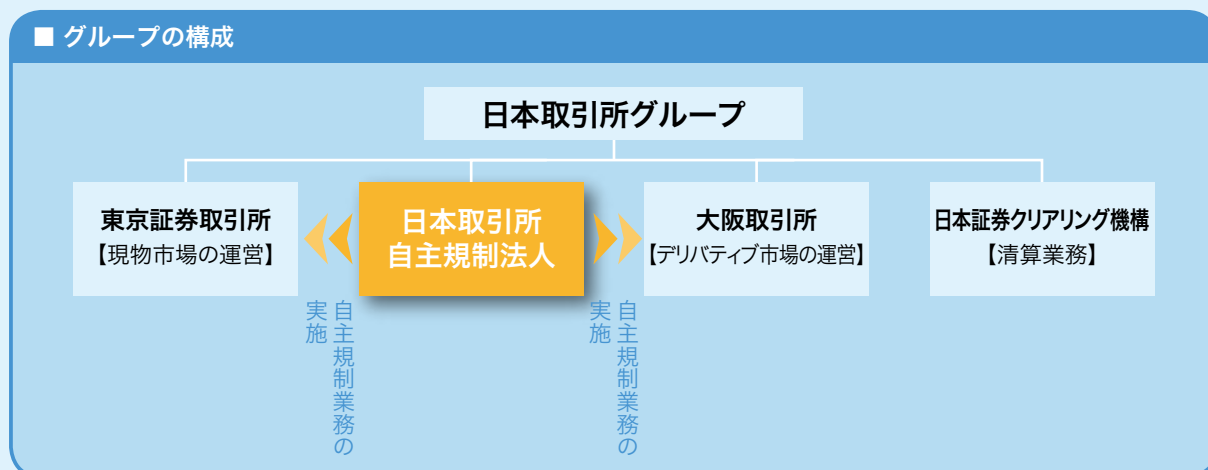
こうした中で、自主規制の中立性・実効性と取引所の事業戦略性・収益性の確保という二つの要求に同時に応える方法として、日本取引所グループは、取引所の同一グループ内において別法人として、自主規制業務を専門に行う自主規制法人を設置する組織体制を選択しました。つまり、市場に近い立場にいて高い専門性を発揮し、かつ、取引所からは独立して中立的な立場から実効性の高い業務執行を実現するねらいです。加えて、当法人の業務遂行における最上位の意思決定機関である理事会は過半が外部理事により構成され、意思決定においても独立したガバナンス体制が機能しています。

具体的な当法人の業務遂行については、取引所と自主規制法人は連携して常に必要な情報を共有しますが、自主規制法人が独立して中立的な審査を行い、取引所の名前でを行う承認又は処分その他の措置等は、その審査結果に基づき行われます。

海外に目を向けると、自主規制業務の組織体制は、それぞれの市場の発展の歴史や法体系、慣行により、様々な形態があり、各国や地域それぞれが固有の組織体制を構築しているといえます。

当法人の組織と業務執行体制は、世界的に見てもユニークな組織形態ですが、市場運営の効率性・利便性・収益性の要請と資本市場の公正性・信頼性を確保する要請を、高い専門性を維持しつつ両方を同時に実現するための優れた形態であると考えられます。

当法人としては、今後も市場の公正を確保し投資者の皆様にご信頼していただけるよう、市場環境や法体系に即して、引き続き実効性の高い自主規制業務を遂行していきたいと考えています。



## 3 日本取引所自主規制法人の特色

当法人の組織や業務の特色についてご紹介します。

### 1 取引所の品質管理センター

当法人は、“取引所の品質管理センター”の役割を担っています。

具体的には、上場を希望する企業の適格性を審査する「上場審査」、上場企業の情報開示や企業行動をチェックする「上場管理」、証券会社など取引参加者の業務の信頼性を確保するための「考査」、市場での不公正な取引を監視する「売買審査」。これらの自主規制業務を通じて、資本市場の公正と信頼を守っています。

### 2 中立性・実効性を確保した組織体制

自主規制業務は、市場に近い位置で高い専門性を発揮すると同時に、市場運営会社から一定の独立性をもって中立的な立場で行われる必要があります。このため、当法人は日本取引所グループ内にあるものの、市場運営会社としての取引所とは別法人となっています。

### 3 市場関係者との対話を重視

市場を取り巻く環境は常にめまぐるしく変化しています。絶えず新しい商品や取引手法が生まれ、新しい課題が出現しています。市場の動向に柔軟に対応した自主規制業務を行うため、当法人では、常に市場関係者の方々の声に耳を傾け、対話を大切にし、日々の業務に取り組んでいます。

### 4 不公正取引等の未然防止に向けた支援体制の整備

当法人は市場にとり望ましくない行為を未然に防ぐ活動にも取り組んでいます。コンプライアンスに関するセミナーの開催、講師の派遣、事例集の発行など、広く市場に参加される皆さまの理解の促進を支援しています。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/corporate/jpx-profile/jpx-r/04-01.html>

# II

## マーケットを取り巻く環境変化及び それに対する取組み



本章では、マーケットの環境変化を踏まえ、現状認識や環境変化への取組みについてご紹介します。

### 1 新規公開の品質確保に向けた対応について

新規公開会社の経営者による不適切な取引など、新規公開に対する株主・投資者の信頼を損ないかねない事例が散見されたことを踏まえ、新規公開の品質を向上して株主・投資者の信頼を確保し、もって証券市場の機能の健全な発揮を促していくため、2015年3月より、次のような取組みを開始しました。

まず、新規公開会社の経営者による不適切な取引を未然に防止する観点から、経営者が関与する取引の有無・内容、当該取引に関するチェック体制の整備・運用状況についての確認に加え、経営者、独立役員等へのヒアリング等を通じてより厳格な上場審査を行っております。また、上場準備中の会社の経営者・社外役員に対して、上場に伴う責務、果たすべき役割、不正事例の解説等を主な内容とする啓発セミナーを、2015年度に東京と大阪で計6回（経営者向け、社外役員向け各3回）実施しました。

次に、上場直後に業績予想の大幅な下方修正が行われた事例がみられたことを踏まえ、業績予想を公表するに際しては、前提条件やその根拠の適切な開示を要請することに加え、実際に業績予想の修正が発生した場合については、当該修正要因等について、より丁寧な説明を要請しています。

また、2015年9月には、日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の3社の上場承認を発表しました。当該3社の上場は、多くの投資家が注目する大規模かつ親子同時上場という前例のない案件であったため、当法人においては、当該3社に対して、リスクを明確に開示することやグループ内取引の適正性を確保する体制を構築することを要請するなど、投資家保護の観点から慎重に審査を行いました。

## 2 「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」について

当法人は、2016年2月に、不祥事に直面した上場会社の速やかな信頼回復及び確かな企業価値の再生に資するため、当該上場会社に強く期待される対応や行動に関する4つの原則を「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」としてとりまとめ、公表しました。

上場会社には、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会など多様なステークホルダーが存在することから、上場会社の不祥事（重大な法令違反その他の不正・不適切な行為等）は、その影響が多方面にわたり、当該上場会社の企業価値の毀損はもちろんのこと、資本市場全体の信頼性にも影響を及ぼしかねません。したがって、上場会社においては、パブリックカンパニーとしての自覚を持ち、自社に関わる不祥事又はその疑いを察知した場合は、速やかにその事実関係や原因を徹底して解明し、その結果に基づいて確かな再発防止を図ることを通じて、自浄作用を適切に発揮する必要があります。

しかし、上場会社における不祥事対応の中には、一部に、原因究明や再発防止策が不十分であるケース、調査体制に十分な客観性や中立性が備わっていないケース、情報開示が迅速かつ的確に行われていないケースなども見受けられます。

以上の認識の下、当法人は、本プリンシプルを策定しました。本プリンシプルが不祥事に直面した上場会社における対応の拠り所として活用されることにより、当該上場会社の速やかな信頼回復及び確かな企業価値の再生に資するものと期待しています。

また、当法人は、本プリンシプルの理解促進のため、2016年2～3月に開催した「上場会社セミナー」において上場会社役員等へ紹介するとともに、講演、寄稿及び関係諸機関との意見交換などの活動を推進しております。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/listing/principle/index.html>

なお、当法人は2014年10月に、エクイティ・ファイナンスの実施に当たり、関係者が尊重すべき原理・原則として「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」を公表しています。

「エクイティ・ファイナンスのプリンシプルについて」

<http://www.jpx.co.jp/regulation/listing/equity-finance/index.html>

### 3 新売買審査システムの稼働

アルゴリズム取引やHFT(High Frequency Trading: 高頻度取引)と呼ばれる取引の出現・拡大に対応し、一般の投資者を含む幅広い投資者がJPXグループの開設する市場において安心して取引していただけるよう、当法人では、売買審査に係る各種システムの機能拡充を進めています。

現物取引に対する売買審査に関しては、2015年9月の現物売買システム(arrowhead)のリニューアルに合わせ、新しい売買審査システムを稼働させました。このシステムでは、増大する取引量に対応するために先進的なデータベース技術を導入したほか、タイムスタンプのマイクロ秒化に対応し、また瞬時の不公正取引を検知する新しい基準を導入するなど抽出基準の精緻化を図り、これまで以上に効率的かつ実効的な売買審査が可能となりました。

また、デリバティブ取引に関しては、新デリバティブ売買システムの稼働(2016年7月19日(火))を予定に合わせ、新たな売買審査用のシステムの導入を予定しております。

### 4 国際審査室の設置

昨今、証券取引のグローバル化がますます進み、東京証券取引所及び大阪取引所の市場取引の半分以上は、海外からの注文によって占められています。国境を越えた様々なクロスボーダー取引が頻繁に行われるなか、クロスボーダーの不公正取引について確実にチェックできる体制を構築する必要性が高まっています。そのためには、海外情勢をタイムリーに把握する必要があるとともに、海外の取引所や自主規制機関との連携を深めることが重要です。

このような問題意識から、当法人では、クロスボーダー取引に係る売買審査案件の重点的な審査及び海外規制機関等との連携その他海外諸動向の調査を行う専門部署として、「国際審査室(英文名称: International Surveillance Office)」を2015年9月1日に設置しました。

国際審査室では、クロスボーダー取引に係る海外投資家の情報収集を集中的に実施し、売買審査の迅速性、正確性を一層向上させるとともに、海外規制機関等との市場監視情報の交換を実施しています。また、海外投資家を含めた海外市場関係者とのコミュニケーションの強化や、日本取引所グループのグローバル戦略の一環として、アジアを中心とする当局及び証券取引所等への売買審査に関する技術協力にも積極的に取り組んでいます。

# III

## 2015年度の業務の実施状況

本章では、2015年度における自主規制業務（上場審査、上場管理、考査、売買審査等）の実施状況をご紹介します。

# 1 上場審査

## 1 上場審査業務の概要

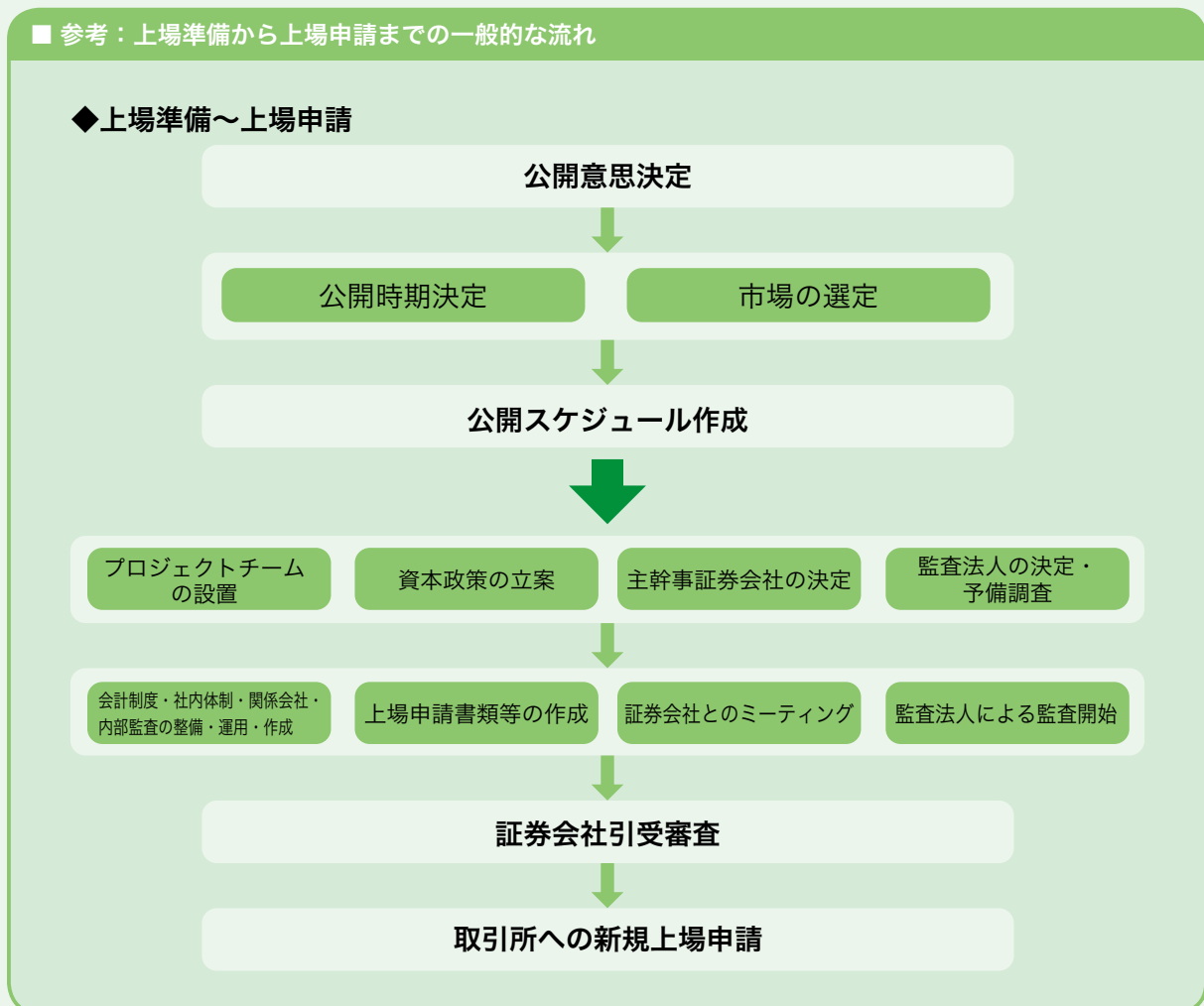
東京証券取引所に上場を申請するまでに、上場を希望する会社は収益基盤の確立・強化や社内管理体制の整備などを行います。この過程においては、上場申請書類である推薦書を作成する主幹事証券会社や、財務諸表等の監査を行う公認会計士（監査法人）の指導・指摘を受けながら進めていくこととなります。

主幹事証券会社は、公開引受部などのコンサルティング部門が資本政策や社内体制整備のアドバイスを行います。一通り準備が整ったら、コンサルティング部門とは別の審査部門が客観的な立場で審査を行います。

審査部門は、推薦書作成のための審査や、上場に当たっての公募・売出し等を引受けるための会社内容の審査（引受審査）などを行います。この審査をパスしなければ、原則として、上場申請することができません。

監査法人は、財務諸表等について監査意見を表明するとともに、申請希望会社の会計処理及び内部管理体制などの改善すべき点の指摘も行います。監査法人からの指摘を踏まえて改善を行い、2決算期分の財務諸表について監査で「適正」意見をもらわなければ、原則として、上場申請することができません。

■ 参考：上場準備から上場申請までの一般的な流れ



以上のように、上場申請準備段階で、主幹事証券会社及び監査法人によるチェックを受け、上場申請準備が整ったところで、東京証券取引所へ上場申請を行います。

東京証券取引所への上場申請が行われた後は、当法人が東京証券取引所の定める上場審査基準に基づき審査を行います。上場審査基準には、形式基準と実質基準があり、形式基準では上場までに充足しなければならない形式要件を定めており、実質基準では上場会社として必要な実質要件を規定しています。

#### 【形式基準のポイント】

- ・円滑な流通と公正な株価形成を確保するための要件（株主数、流通株式数等）
- ・企業の継続性、財政状態、収益力等の面からの上場適格性を保持するための要件（事業継続年数、利益の額等）
- ・適正な企業内容を開示するための要件（有価証券報告書等に虚偽記載がないこと等）
- ・その他（株式事務代行機関の設置等）

#### 【実質基準のポイント】

- ・企業の継続性及び収益性
- ・企業経営の健全性
- ・企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- ・企業内容等の開示の適正性
- ・その他公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項

詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/listing/eligibility/index.html>

## 2 上場審査の実施状況

2015年度においては、237銘柄（注）の株券の審査を実施しました。

項目	社数	前年比
上場審査件数	237件	▲12件

（注）当該銘柄数は、一・二部、マザーズ、JASDAQ、TOKYO PRO Marketへの株券の新規上場申請（テクニカル上場申請を含む）の他、二部から一部及びマザーズから一部等の上場市場の変更審査の申請数の合計を記載しております（申請日ベースで集計）。

### 3 上場審査結果の状況

2015年度において、当法人の行った新規上場等に係る審査の結果、東京証券取引所にて新規上場等が行われた銘柄は下表（新規上場等銘柄数）のとおりです。

#### 2015年度の新規上場等銘柄数

		(銘柄)			(銘柄)
<b>■新規上場</b>			<b>市場第二部銘柄から</b>		
株券		107 (8)	市場第一部銘柄への指定		38
	市場第一部	16 (5)	<b>上場市場の変更</b>		71
	市場第二部	12	マザーズから市場第一部	27	
	マザーズ	58	マザーズから市場第二部	0	
	JASDAQ	17 (3)	JASDAQから市場第一部	13	
	TOKYO PRO Market	4	JASDAQから市場第二部	30	
	JASDAQからマザーズ	1			
債券等		4			
ETF・ETN		21			
REIT		5			
TOKYO PRO-BOND Market		22			
有価証券オプション		0			
新株予約権証券		0			

- (注) 1. 記載対象は2015年度内に、東京証券取引所で新規上場等が行われた銘柄。  
 2. ( )内の数字は、新規上場銘柄のうちテクニカル上場が行われた銘柄。  
 3. 各項目の個別銘柄名は、37ページからをご覧ください。

2015年度は、上場審査業務の質的な向上の観点から、2015年3月より開始した「新規公開の品質確保に向けた対応」(7ページ参照)に取り組んでいる他、審査レベルの維持・向上を図ると同時に、環境変化に的確に対応すべく、審査マニュアルの整備等を実施しています。

その他、関係諸機関との連携強化等を継続して行っています。具体的には、金融商品取引業者や監査法人との間では、上場基準改正や審査事例等をテーマとした研修会や意見交換会を実施しているほか、反社会的勢力と関係がある会社の上場を排除するための警視庁等との情報交換、国内の他の金融商品取引所との情報交換等を行っています。

### 4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、新規上場申請者の上場適格性に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

区 分	件 数	前年度比
新規上場申請等に係る情報提供	57件	+12件
その他	5件	± 0件
合 計	62件	+12件

## 2 上場管理

### 1 上場管理業務の概要

金融商品が市場に上場すると、広く一般の投資者により売買されることとなります。そこで、当法人は、これらの投資者を保護する観点から、上場する金融商品の上場適格性の維持を図るための審査を行っています。この審査においては、上場会社等による会社情報の適時開示や企業行動などについてチェックを行い、取引所規則に違反していないかを確認し、違反している場合は措置等を決定しています。

このような、有価証券上場規程への違反行為に対して措置等を行うなどの事後的な対処に加えて、上場制度の趣旨や東京証券取引所・当法人が懸念する問題点を広く周知していくことによって、違反行為を未然に防ぐ活動も重要な業務と位置づけています。

そのため、適時開示前の事前相談での問題点の指摘、上場会社を訪問して内部管理体制等について意見交換の実施、上場会社向けセミナーの開催及び刊行物の発刊、専門誌への解説文の寄稿などの取組みのほか、外部の関係諸機関との情報連携など、未然防止に向けた活動を行っています。

近年では、過去に発生した会計不正事件を契機として、2010年には日本弁護士連合会より「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が公表され、2013年には企業会計審議会より「監査における不正リスク対応基準」が設定されるなど、資本市場の公正性と信頼性を確保するため各市場関係者が連携し適切に対応することが求められており、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会などの関係諸機関と積極的な連携を行っています。

また、2016年2月に、不祥事が発生した上場会社に強く期待される対応や行動に関する4つの原則を「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」としてとりまとめ、公表しました（8ページ参照）。

#### a 適時開示に係る審査

上場会社による投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な金融商品市場の根幹をなすものであるとの認識の下、その適正性を確保するための審査を行っています。

##### 【適時開示に係る審査のポイント】

- ・ 開示の時期が適切か否か
- ・ 開示された情報の内容が虚偽でないかどうか
- ・ 開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか
- ・ 開示された情報が投資判断上誤解を生じさせるものでないかどうか
- ・ その他開示の適正性に欠けていないかどうか



### b 企業行動規範に係る審査

上場会社には、金融商品市場を構成する一員としての自覚を持ち、会社情報の開示の充実に加えて、投資者保護の観点から、適切な企業行動をとることが求められており、企業行動規範として規定されています。当法人は、企業行動規範のうち、「遵守すべき事項」に対する違反の有無について審査を行っています。

### c 上場会社に対する措置

当法人は、会社情報の適時開示及び企業行動規範（遵守すべき事項）の遵守状況に係る審査に基づき、上場諸規則の実効性を確保するため、以下の措置の実施（単独又は複数）を決定します。

- ・特設注意市場銘柄への指定
- ・改善報告書の徴求
- ・公表措置
- ・上場契約違約金の徴求

### d 上場廃止に係る審査

上場適格性を喪失した有価証券をそのまま市場に放置しておけば、投資者に不測の損害を与え、ひいては証券市場全体への信頼性を損なうことにつながりかねません。そのために当法人は、上場廃止に係る基準等への該当性の審査を行っており、監理銘柄への指定や上場廃止が適当であるか否かについての決定を行っています。その他にも、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに係る審査などを行っています。

### e 未然防止型上場管理

当法人は、上記の各審査のような事後的な対処に加え、不適切な情報開示や企業行動の未然防止にも注力しています。具体的には、適時開示前の事前相談において問題点等を指摘したり、上場会社を訪問して内部管理体制等について意見交換を行うとともに、セミナーの開催などを通じた情報発信を推進するなど、常に市場の質的向上に努めています。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/listing/compliance/index.html>

## 2 上場管理の実施状況

2015年度において、当法人の行った上場廃止に係る審査及び上場会社が行う会社情報の開示等に関する審査の状況は以下のとおりです。

(審査終了ベース)

項 目		2015年度	前年比
1. 適時開示に係る審査 (注1)		273件	▲ 8件
2. 企業行動規範に係る審査 (注2)		224件	▲ 8件
3. 上場廃止に係る審査	形式基準に係る審査 (注3)	62件	▲20件
	実質基準に係る審査 (注4)	4件	+4件
	実質的存続性に係る審査 (注5)	124件	▲ 3件

- (注) 1. 不適正な情報開示が行われた際の審査件数。  
 2. 企業行動規範における「遵守すべき事項」の遵守状況の審査件数。  
 3. 株主数や時価総額などの形式的な上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数。  
 4. 虚偽記載や上場契約違反などの実質判断を要する上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数。  
 5. 上場会社が合併等を行う際の実質的存続性に係る審査件数。

## 3 上場管理結果の状況

また、審査の結果、上場廃止等及び処分その他の措置が行われた銘柄数は、以下のとおりです。

2015年度に上場廃止となった株券は66銘柄で、その多くは上場会社による事業再編を背景とした完全子会社化、売渡請求等及び合併による上場廃止 (58銘柄) でした。その他の形式基準に基づく上場廃止としては経営破たん (2銘柄)、不相当合併の猶予期間満了及び流通株式時価総額の所要額未済によるもの (各1銘柄) がありました。実質的な審査に伴う上場廃止としては、特設注意市場銘柄に指定された後、内部管理体制等が改善されず上場廃止となったもの (3銘柄)、公益又は投資者保護によるもの (1銘柄) がありました。

### I 2015年度の上場会社に対する措置の件数 (注1～3)

(件)

特設注意市場銘柄の指定	3
改善報告書の徴求	2
公表措置	3
上場契約違約金の徴求	2

- (注) 1. 記載対象は、2015年度内に東京証券取引所又は大阪取引所で上場廃止等及び処分等が行われた銘柄のうち、当法人において上場廃止の審査を行ったもの。  
 2. 特設注意市場銘柄指定のうち2銘柄は、2015年度内に上場契約違約金の徴求も併せて実施。また、改善報告書徴求の2銘柄は、公表措置も併せて実施。  
 3. 各項目の個別銘柄名は、41ページからをご覧ください。

### II 2015年度の上場廃止等銘柄数 (注3)

(銘柄)

■上場廃止	
株券	66
市場第一部	24
市場第二部	15
マザーズ	6
JASDAQ	21
TOKYO PRO Market	0
債券等	1
ETF・ETN	5
REIT	3
ベンチャーファンド	0
TOKYO PRO-BOND Market	0
有価証券オプション	1
新株予約権証券	0
■市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え	0
■実質的存続性の喪失	2

#### 4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、上場会社の不適正なディスクロージャーに関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

区 分		件 数	前 年 度 比
上場会社に係る情報提供	情報開示に係る情報提供	62件	+ 5件
	その他上場会社に係る情報提供	22件	▲ 2件
その他		17件	+ 7件
合 計		101件	+10件

## 3 考査

### Ⅰ 考査業務の概要

投資者が取引所において上場有価証券等の取引を行う場合には、投資者は、取引参加者を介して取引所に発注を行う必要があります。このように取引所市場へのアクセスにおいて特権的な地位を持つ取引参加者は、市場のゲートキーパーとしての機能を担うものであり取引所市場の信頼性確保に極めて重大な責任を有しています。

投資者からの注文が取引参加者により適切に受託され、執行されなければ、市場における公正な価格形成、円滑な流通を確保することはできず、また取引参加者が投資者に対して誠実に業務を遂行しなければ、投資者が安心して取引ができる市場は実現しません。

当法人では、わが国資本市場の公正性と信頼性を守り、取引の公正性を確保するため、マーケットに密接した自主規制法人としての特質を最大限に発揮し、以下の3項目を基本方針として考査（検査）を行っています。

#### a 市場一体型考査

取引所の市場運営部門及びシステム部門並びに清算機関との連携を最大限活用して、マーケットの実態及び取引所市場における諸課題を的確に把握し、適時適切かつ効果的に考査を実施します。これにより、取引参加者が取引所市場のゲートキーパーとして売買、決済及び引受等の業務を確実に遂行することを促し、取引所市場の公正性及び信頼性を高めてまいります。

#### b リスクベースアプローチ

##### ●機動的な考査対象先の選定

取引参加者の過去の考査結果、他機関の検査結果、取引所市場での売買状況、清算機関におけるリスク評価、並びに取引参加者の業務及び財産に関するオフサイト・モニタリング等に基づき、取引参加者の業態やその時々の状況等を踏まえ、潜在的な問題やリスクがあると考えられる取引参加者に対して優先的に考査を実施します。

##### ●深度ある実効的な考査の実施

近時のマーケットの実態及び各取引参加者の業務の状況等を踏まえて、取引所市場の運営の観点からリスクが高いと考えられる項目について重点的に考査を行うとともに、実地考査においても広く関係部署に対してヒアリングを行うこと等により業務実態を多角的にかつより深く把握し、深度ある考査を実施します。

また、法令等に違反する行為や市場運営にかんがみて不適当な業務の状況を発見した場合には、その背景にある内部管理態勢を分析し、発生原因の本質を見極め、改善を促します。

### c 内部管理態勢整備の促進

投資者及び発行体の取引所へのアクセスを仲介する取引参加者において、その業務が適確に遂行できるよう、取引参加者の業容の拡大による多様な業務展開に伴う各種のリスクの把握及びその管理に留意し、社内規程や社内組織等の枠組みの整備状況に留まらず、実態として法令諸規則を遵守し投資者の利益に適う業務運営が確保されているか検証を行います。その際には、取引参加者の経営陣も含めた双方向の対話によって業務運営上の問題点等に係る認識を共有し、望ましい内部管理態勢を提示するなど、取引参加者の適切な内部管理態勢の整備を促進します。

これらに際しては、法令等に違反する事実を指摘する「注意喚起」のみならず、内部管理態勢に不備が認められた場合に行う「勧告」又は「要請」を活用するとともに、取引参加者に望ましい内部管理態勢を提示する「助言」を積極的に実施します。

また、2015年度考査計画において、「注文管理態勢の整備状況」、「不公正取引に係る売買管理態勢の整備状況」、「IPOに係る引受審査態勢の整備状況」、「ライツ・オフリングに係る対応状況」、「法人関係情報管理態勢の整備状況」を重点考査項目として考査を実施しました。

2016年度考査計画につきましては、ホームページをご覧ください。  
<http://www.jpx.co.jp/regulation/maintaining/inspection-plan/index.html>

当法人が実施している考査の種類は、下表のとおり「一般考査」、「フォローアップ考査」、「特別考査」の3つの形態があり、考査の方法としては、「実地考査」、「書類考査」があります。

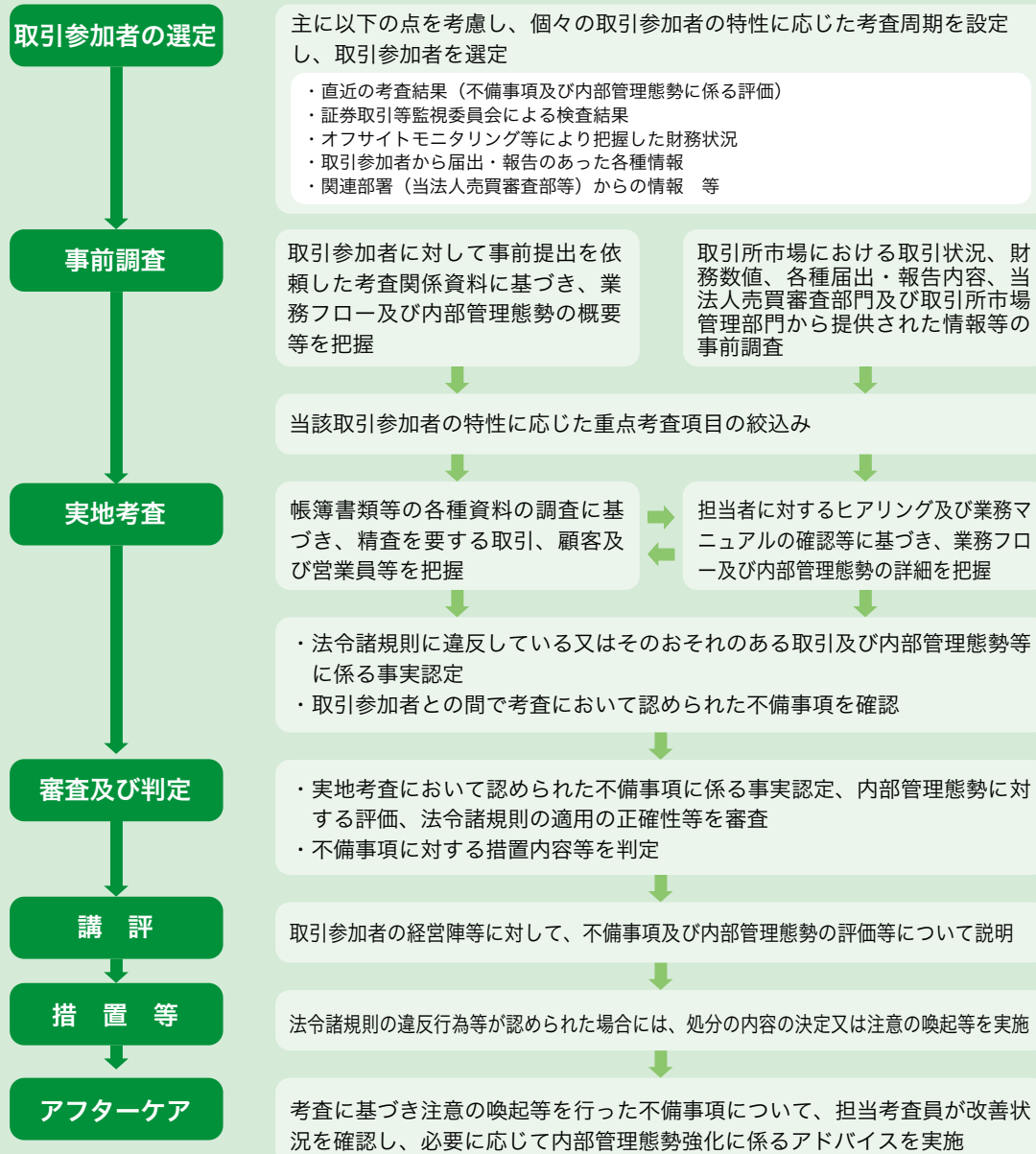
#### Ⅰ 考査の種類

	特 徴
一般考査	過去の考査結果や証券取引等監視委員会の検査結果等の内容に加え、前回考査からの経過日数等を勘案し、考査の必要性が高いと認められる取引参加者から順次実施する検査です。
合同検査	日本証券業協会と当法人が同時に臨店して一体的に行う検査です。
共同考査	各地取引所と連携して行う検査です。
フォローアップ考査	考査終了後、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認を行う検査です。
特別考査	各種情報に基づき特定の事項にスポットを当てて行う検査です。

#### Ⅰ 考査の方法

	特 徴
実地考査	取引参加者の本店・支店の中から数店舗を選択し、当該店舗に臨んで行う考査です。ほとんどの考査はこの方法で行います。
書類考査	考査事項やその他の状況により、取引参加者から提出された各種資料で足りると判断される場合に、臨店を行わず、提出資料により行う考査です。

## ■ 考査のフロー



詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/maintaining/outline/index.html>

## 2 考査の実施状況

2015年度においては、取引参加者32社に対して考査を実施しました。各考査における臨店期間や考査員数は、取引参加者の業態や取引状況により異なりますが、総合取引参加者又は先物取引等取引参加者の一般考査の平均臨店日数は10.0日、1社当たり平均考査員数は6.2人となりました。

(社)

考査の種類	社数		
	2015年度	2014年度	2013年度
一般考査	31	29	28
うち 合同検査	28	29	28
うち 共同考査	10	6	16
フォローアップ考査	1	0	1
特別考査	0	1	2
合 計	32	30	31

## 3 考査結果の状況

当法人は、取引参加者の考査の結果、法令諸規則に違反する行為等が認められた場合には、取引参加者に対して処分、勧告、注意の喚起、要請等の措置を行っています。

2015年度の重点考査項目とした「注文管理態勢の整備状況」に関しては、DMA(ダイレクト・マーケット・アクセス)顧客からの注文について、1注文ごとのリミットのみが設定され、その他の注文制限が設定されていないといった、取引の態様に照らして不適切な注文管理態勢が認められた事案等が認められました。また、「不公正取引に係る売買管理態勢の整備状況」に関しては、取引参加者が行うべき売買審査において、実質的には取引所が求めている基準よりも審査対象を絞り込んでいる事案等が認められました。また、「法人関係情報管理態勢の整備状況」に関しては、顧客向けに発出しているアナリスト・レポートについて法人関係情報が含まれていないかの確認が行われていない事案等が認められました。

## a 不備指摘件数

(事案)

不備事項	事案数	
		うち処分、注意の喚起又は要請
① 信用取引に関する不備	8 (13)	8 (10)
② 不公正取引防止に関する管理不備	7 (6)	2 (1)
③ 誤発注防止に関する管理不備	5 (7)	1 (5)
④ 空売りに関する不備	4 (8)	1 (1)
⑤ 法人関係情報に関する管理不備	4 (5)	0 (4)
⑥ システムリスクに関する管理不備	3 (1)	3 (1)
⑦ 先物・オプション取引の証拠金に関する管理不備	3 (3)	2 (2)
⑧ 差金決済取引に関する不備	2 (2)	2 (1)
⑨ 口座設定約諾書に関する不備	2 (0)	0 (0)
⑩ 帳簿書類に関する不備	1 (3)	1 (0)
⑪ 最良執行義務に関する不備	1 (2)	0 (0)
⑫ 約定訂正に関する不備	1 (0)	0 (0)
⑬ 社内検査・内部監査に関する不備	1 (0)	0 (0)
⑭ その他	2 (12)	1 (5)
合 計	44 (62)	21 (30)

(注) ( ) 内の数字は、前年度の事案数。

## b 考査の結果に基づく処分及び注意喚起等の状況

2015年度においては、取引参加者32社に対して考査を行い、うち12社に対して注意の喚起又は要請を行いました。

内 容	事案数	社数
処 分	0 (0)	0 (0)
勸 告	0 (0)	0 (0)
注意の喚起	13 (4)	10 (4)
担当理事による注意	0 (0)	0 (0)
考査部長による注意	2 (2)	2 (2)
担当考査員による注意	11 (2)	8 (2)
要 請	8 (2)	6 (2)
合 計	21 (6)	12 (3)

(注) 1. ( ) 内の数字は、改善措置等について文書による報告を求めた件数。

2. 社数の合計は、1回の考査において注意の喚起等を重複して行った取引参加者があるため、計算上の合計とは一致しない。



2015年度の不備事項別の注意喚起等の状況は、以下のとおりです。

(事案)

不備事項	注意の喚起			要請	改善報告書
	担当理事	考査部長	担当考査員		
① 信用取引に関する不備		1	4	3	5
② 不公正取引防止に関する管理不備			1	1	
③ 誤発注防止に関する管理不備			1		
④ 空売りに関する不備			1		
⑤ 法人関係情報に関する管理不備					
⑥ システムリスクに関する管理不備				3	
⑦ 先物・オプション取引の証拠金に関する管理不備		1	1		1
⑧ 差金決済取引に関する不備			2		
⑨ 口座設定約諾書に関する不備					
⑩ 帳簿書類に関する不備			1		
⑪ 最良執行義務に関する不備					
⑫ 約定訂正に関する不備					
⑬ 社内検査・内部監査に関する不備					
⑭ その他				1	
合計	0	2	11	8	6

(注) 「改善報告書」は、改善措置等について文書による報告を求めたことを表す。

#### 4 処分・勧告の実施状況

当法人は、取引参加者に法令諸規則に違反する行為が認められた場合等で必要があると認めるときは、当法人の諮問委員会である規律委員会に諮問のうえ、東京証券取引所又は大阪取引所による処分（過怠金、戒告、売買等の停止若しくは制限又は取引資格の取消し）の内容の決定を行います。

2015年度における処分の状況は、以下のとおりです。

##### ・カブドットコム証券のシステム管理が十分でない状況に対する処分

同社においては、経営陣のシステムリスク管理の重要性に対する意識が不足しており、自主規制機関により行われた合同検査においてシステム障害の分析や品質管理プロセスの不備について改善を求められていたにもかかわらず、システム管理が十分でない状況が認められたことから、東京証券取引所及び大阪取引所による戒告を決定しました。

##### ・ドイツ証券の法人関係情報の管理に係る不備に対する処分

公募増資インサイダー問題を受けて証券業界として法人関係情報の管理強化に取り組んでいる中、同社においては、同社に所属するアナリストが上場会社から取材等で取得した未公表情報について、法人関係情報該当性に係る検討が行われず、同社アナリストが取得した法人関係情報を提供して株式の売買の勧誘が行われたことから、東京証券取引所による過怠金6,000万円の賦課を決定しました。

なお、ドイツ証券の取引所処分の公表に合わせて、2016年2月、東京証券取引所及び当法人から東京証券取引所の取引参加者に対して、アナリストその他が取得する未公表情報全般について、法人関係情報に該当するか否かの検討を遺漏なく行い、法人関係情報を提供した勧誘が行われないよう管理する態勢が十分に整備されているかについて社内点検を実施するよう要請しました。

## Ⅰ 処分の内容及び実施状況

年月日	取引参加者名	違反行為の概要	処分内容
2015. 9.25	カブドットコム証券	金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況	<東京証券取引所> 戒告 (業務改善報告書の請求) <大阪取引所> 戒告 (業務改善報告書の請求)
2016. 2.16	ドイツ証券	法人関係情報に関する管理について不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない状況及び有価証券の売買その他の取引等につき、顧客に対して法人関係情報を提供して勧誘する行為	<東京証券取引所> 過怠金 6,000万円 (業務改善報告書の請求)

## Ⅴ 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、証券会社（取引参加者）の法令遵守に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

区 分	件 数	前年度比
取引参加者に係る情報提供	3件	±0件
その他	0件	±0件
合 計	3件	±0件

## Ⅵ 考査員の考査スキル向上に向けた取組み

当法人では、より深度ある実効的な考査を実施する観点から、考査員の考査スキルの向上のための取組みを実施しています。

2015年度においては、全考査員を対象に、リスク管理考査や金融分野におけるサイバーセキュリティ等についての研修を実施したほか、考査員の公認内部監査人（CIA）等の資格取得を積極的に推進し、新たに公認情報システム監査人（CISA）の資格取得制度を導入しました。

## 4 売買審査

### 1 売買審査業務の概要

金融商品取引所には、上場する銘柄が売り買いの需給に基づいて適正な価格で取引される公正で信頼される市場をつくり運営するという使命があります。

当法人では、東証現物市場・大阪デリバティブ市場において公正性・信頼性確保のため、不公正取引（株価操作やインサイダー取引）が行われていないか日々チェックしており、これらの活動を「売買審査」と呼んでいます。

当法人は以下の流れで売買審査を実施しています。

#### a ステップ1 調査銘柄の抽出

株価や売買高等の動向に対して不自然に思われる取引をシステムにより抽出するほか、取引所マーケット部門や外部からの情報提供をもとに、調査する銘柄を抽出します。

また、法令上の重要事実が公表された銘柄で、開示前後の株価等が不自然な銘柄を調査銘柄に抽出します。

#### b ステップ2 調査・審査

取引参加者に対しては顧客の売買データ、上場会社に対しては重要事実の公表経緯の報告書等の提出を依頼します。これらの情報をもとに、相場操縦審査の場合には発注・約定形態の分析を行い、インサイダー取引審査の場合は会社関係者等の取引の有無や重要事実の公表から見て、タイミングの良い売買がされているかどうかの調査を行います。

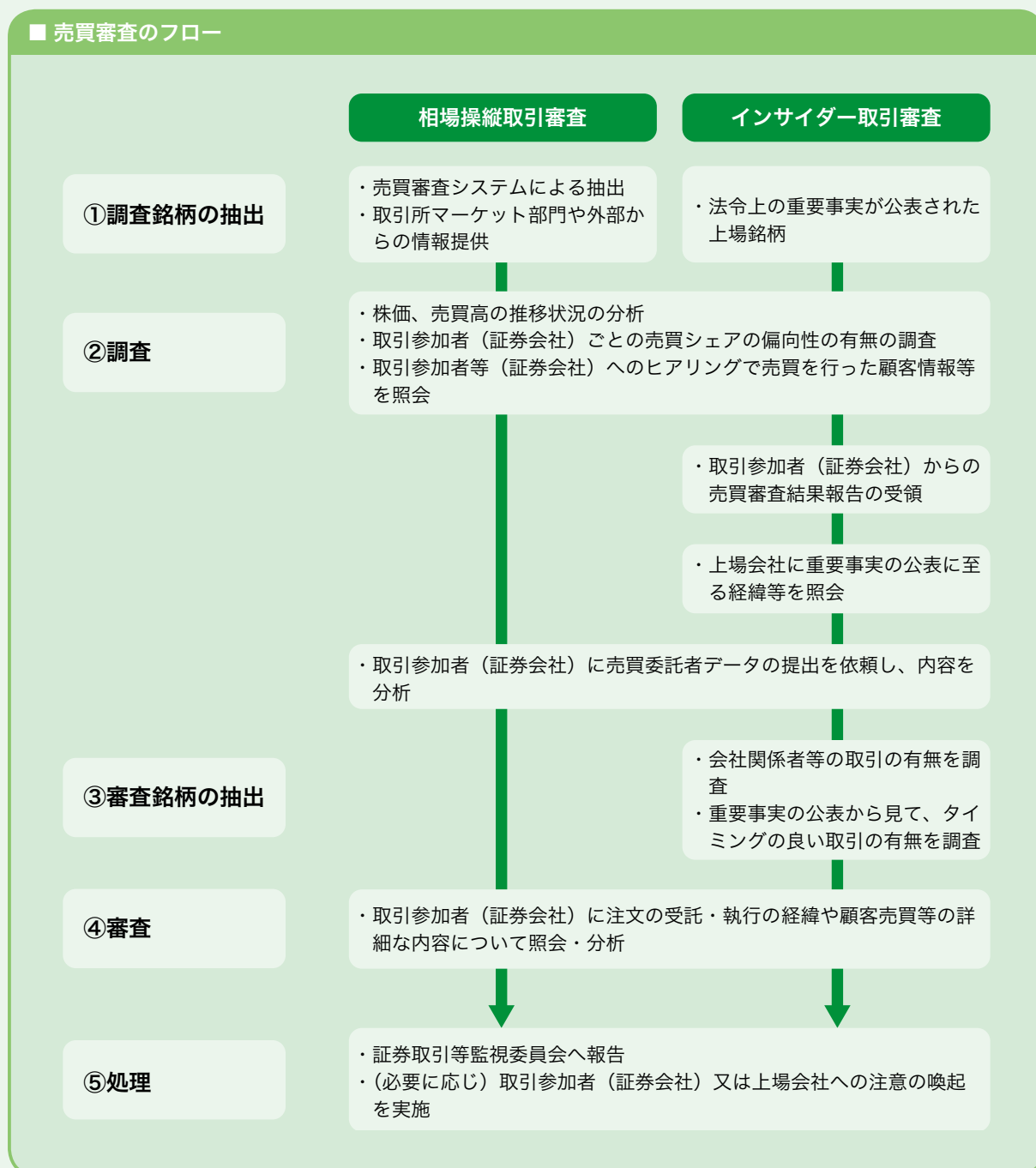
こうした調査の結果、より詳細な分析が必要な事案については審査銘柄として抽出します。その後、取引参加者に対してさらに照会を行うなどした上で、これらの情報を総合的に分析し、不公正取引又はそのおそれのある取引がないか判断を行っています。

#### c ステップ3 処理

審査を実施した場合、すべての事案について、その結果を証券取引等監視委員会に報告しています。こうした連携により、当法人は証券取引等監視委員会における市場監視活動をサポートしています。

また、審査の結果、取引参加者に法令諸規則に対する違反行為又はそのおそれのある行為が認められた場合、上場会社に法令に対する違反行為又はそのおそれがある行為やインサイダー取引未然防止のための社内管理体制が不十分であると認めた場合には、注意の喚起などを行い、改善を促します。

## ■ 売買審査のフロー



## 2 売買審査の実施状況

売買審査は、問題のありそうな事案をふるいにかける「調査」のレベルと、「調査」の結果、問題がありそうだと判断された事案について、詳細な分析を行う「審査」のレベルの2つに分かれています。

調査の対象銘柄は、増資、合併、解散等、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な会社情報が公表された銘柄や、価格又は売買高の変動に不自然な状況が認められる銘柄等であり、これらについて、価格・売買高の動向及び取引参加者の売買状況等を分析し、必要に応じて取引参加者等に対して事情聴取を行うなどの調査を行っています。2015年度においては、このような調査の件数は、3,605件となっています。

また、更に詳細な分析が必要と認められる銘柄については、必要に応じて取引参加者に対して注文の受託・執行の経緯や委託者の詳細な情報等について事情聴取を行うなど、より詳細な審査を行っています。2015年度においては、このような審査の件数は、178件となっています。

なお、2015年度における調査・審査件数の内訳は以下のとおりです。

(件)

区 分		調査件数		審査件数	
			前年度比		前年度比
イン サイ ダー 取 引	増 資	124	▲5	40	+7
	減 資	6	+2	1	▲1
	自己株式取得	203	+63	6	▲1
	株式分割	121	+32	6	+5
	配当異動	498	+81	23	+17
	合 併	3	▲3	2	+2
	業務提携	87	▲8	14	▲4
	業務遂行の過程で生じた損害	103	+19	9	+4
	主要株主の異動	12	▲2	1	±0
	決算に関する情報	747	+58	23	+3
	その他重要事実	362	+44	38	▲3
	小 計	2,266	+281	163	+29
	相場操縦（株価変動等）	1,021	▲122	15	▲17
デリバティブ関係	318	▲40	0	±0	
そ の 他	0	▲1	0	±0	
合 計	3,605	+118	178	+12	

- (注) 1. 調査・審査の件数は、調査・審査が終了した時点でカウントしたものの件数。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。
2. 2013年7月16日の東京証券取引所及び大阪証券取引所現物市場の統合日より「相場操縦」の調査件数の集計対象を変更している。
3. 現物市場統合日前の大阪証券取引所の件数は含まない。
4. 2014年度からデリバティブ関係に係る調査件数の集計方法を変更している。

### 3 売買審査結果の状況

#### a 取引参加者に対する注意の喚起

売買審査の結果、取引参加者の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合には、不公正取引の再発防止又は未然防止の観点から、必要に応じ、取引所規則等に基づき、取引参加者に対して処分の内容の決定や注意喚起等の措置を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めています。2015年度においては、取引参加者に対する注意喚起は認められませんでした。

このほか、取引参加者の注文受託行為について直ちに問題がある、あるいは不公正取引の疑いがあるわけではないものの、特定の委託者等の発注・約定形態から、それを放置しておくとする将来的に違反行為につながるおそれがあると認められる場合など不公正取引の未然防止の観点から必要と認める場合には、取引参加者に対して売買実態の説明を行っています。

2015年度においては、いわゆる見せ玉や株価の引上げなどの行為に対する早期対処に積極的に取り組み、計582件について売買実態の説明を行いました。

#### b 上場会社に対する注意の喚起及び社内体制に係る再点検要請

上場会社の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合や、インサイダー取引の未然防止のための社内管理体制が十分でないと認められる場合などには、社内管理体制の整備・改善を促す観点から、上場会社に対して注意喚起を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めています。2015年度においては、下表のとおり上場会社に対して8件の注意喚起を行いました。

2015年度における主な事案として、上場会社の役職員が、重要事実の公表前等に同社の社内規則に定める手続きを行わずに自社株式の売買を行っていた状況が認められたことから、売買審査部長による注意喚起を実施しております。

また、当法人は、上場会社等の役職員がインサイダー取引規制に違反したとして行政庁から課徴金勧告等がなされた場合に、当該上場会社に対して社内体制に係る再点検を実施するよう求めることとしておりますが、2015年度においては、下表のとおり2社に対して再点検の実施を求めました。

#### 1 上場会社に対する注意喚起及び再点検要請の件数

(件)

上場会社に対する注意喚起	8 (8)
担当事による注意喚起	0 (0)
売買審査部長による注意喚起	2 (2)
統括課長による注意喚起	6 (6)
担当者による注意喚起	0 (0)
上場会社に対する再点検要請	2 (2)

(注) ( )内の数字は、改善措置等について文書による報告を求めた件数。

### c マーケットの変化に即した売買審査の実施

情報処理・情報通信技術の飛躍的な発展を背景として、機関投資家を中心に投資・運用に係る技術革新が進み、金融商品市場の市場構造にも大きな変化が見られます。その最も特徴的なものがアルゴリズム取引やHFT(High Frequency Trading：高頻度取引)と呼ばれる取引の出現・拡大です。

当法人では、一般の投資者を含む幅広い投資者がJPXグループの開設する市場において安心して取引していただけるよう、アルゴリズム取引やHFTの拡大への対応を進めており、金融工学、デリバティブ及びITに関して深い知見を有する社員で構成する専門チームを設置しております。当該専門チームでは、アルゴリズム取引やHFTに関して、新たな売買審査手法の確立を目指し、外部機関と連携した研究プロジェクトを立ち上げ、その取引形態の抽出・把握に向けた研究を行っています。2015年度においても売買審査業務への応用を目指し、アルゴリズム取引に関する研究を推進しました。

また、2015年9月には現物取引に対する新しい売買審査システムを稼働させ、2016年7月にはデリバティブ取引に対する新たな売買審査用のシステムの導入を予定しております(9ページ参照)。

## 4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、インサイダー取引や相場操縦などの不正取引に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

### 1 情報受付件数

区 分	件 数	前年度比
相場操縦	730件	▲26件
インサイダー取引	59件	+4件
銘柄一般情報	0件	±0件
その他	14件	+7件
合 計	803件	▲15件

## 5 海外規制当局等との連携強化等の取組み

当法人では、海外の自主規制機関が多数加盟する市場間監視グループ(ISG)の総会へ参加し、市場監視分野に係る最新の動向について積極的に情報交換を行っております。2015年度においては、2015年5月にニューヨークで行われた総会へ出席したほか、同年10月にソウルにて開催された総会へ出席し、売買審査・考査に係る情報交換及び国際的な連携強化に努めました。

また、証券監督者国際機構(IOSCO)の協力会員諮問委員会中間会合及びトレーニングセミナーに参加するとともに、人材育成の観点から、米国証券取引委員会(SEC)及び米国商品先物取引委員会(CFTC)が主催する研修へ社員を派遣しました。

さらに、2015年9月には国際審査室を設置し、海外規制機関等との市場監視情報の交換を実施しています(9ページ参照)。

## 5 上場会社・取引参加者等のコンプライアンス支援活動等

当法人は、不公正取引の未然防止や取引参加者の健全性の維持・向上に向けて、コンプライアンス研修センター「COMLEC」を設置するなど、上場会社及び取引参加者等に対して積極的にコンプライアンス支援活動を行っています。

### 1 コンプライアンス研修センター「COMLEC」等について

当法人は、上場会社及び取引参加者のコンプライアンス支援を推進することを目的とした「COMLEC」（コムレック：Compliance Learning Center）を設立しています。COMLECでは、コンプライアンス支援活動として、各種コンプライアンスセミナーの開催、各社への研修講師派遣及びeラーニング等研修ツールの提供等を行っています。また、COMLEC以外にも、主に上場会社の代表者、コンプライアンス担当役員さらに監査役の方を対象に毎年その折々に証券市場を取り巻く環境を踏まえ、上場会社の関心の高いテーマを定め、当該分野の専門家を講師としたセミナーを開催しています。

今後も活動の幅を拡充させるとともに、より質の高いサービスを提供していきます。



### 2 COMLEC等の活動状況

#### a コンプライアンス関連セミナーの開催

COMLECでは、主に上場会社や取引参加者の役職員を対象として、金融商品取引に関するコンプライアンスセミナーを開催しています。

これらセミナーにおいては、当法人が日頃の自主規制業務を通じて得た生の事例・経験を基に、上場会社や取引参加者の実務に直結した最新のコンプライアンス関連トピックを分かりやすく解説しています。

各種セミナーの様子は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/seminar/index.html>



## I COMLEC主催セミナー等

開催日	内 容
2015年4月～2016年3月（東京、大阪 他）	<b>「企業担当者のためのインサイダー取引規制セミナー」</b> 上場会社や証券会社の役職員のインサイダー取引規制に対する理解をサポートすることを目的に、東証内にて基礎編及び実務編の各セミナーを原則毎月1回ずつ、計20回開催しました。また、同様のセミナーを新宿で2回、大阪で11回、名古屋、札幌、広島、横浜及び富山の各都市において合計6回開催しました。
2016年3月9日（東京）	<b>「COMLEC売買管理セミナー」(約110名参加)</b> 市場監視に係る情報提供を行う観点から、売買審査事例や2015年度上期における売買審査の状況を紹介しました。
2016年4月11・13日（東京）、14日（大阪）	<b>「考査実務者セミナー」(約150名参加)</b> 取引参加者のコンプライアンス担当者に対して、法令諸規則の理解向上等を目的に、最近の考査等で認められた「法人関係情報の管理態勢」や「不正取引防止のための売買管理態勢」に係る指摘事例などについて解説しました。

## b 上場会社における自社株売買機会の確保に向けた対応

2015年9月に「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」が改正され、インサイダー取引規制の適用除外（いわゆる「知る前契約・計画」に係るセーフハーバー）の範囲が拡大されました。それまでインサイダー取引規制があるために特に内部情報に接する機会が多く自社株売買の機会が限定されていた上場会社等の役職員にとって、「知る前契約・計画」の制度は、自社株の売買機会を確保するために有用な手段になると考えられています。

当法人では、当該内閣府令の改正趣旨を踏まえ、上場会社における自社株売買機会の確保を後押しする観点から、全上場会社に対し、自社株売買に係る社内ルールの内閣府令改正に併せた対応と、社内ルールが過剰に厳しいものとなっていないかの点検及び必要な見直しを求める通知を東京証券取引所社長と当法人理事長の連名で発出しました。

また、上場会社向けに改正内容の解説及び実務における「知る前契約・計画」の活用例を紹介するための説明会を開催しました（東京、大阪、名古屋、札幌及び福岡にて計15回開催し、1,200社以上の上場会社担当者の方にご参加いただきました。）。

さらに、上場会社における「知る前契約・計画」の活用に向けた取組状況を中心に、インサイダー取引の未然防止体制の整備状況等を把握するとともに、上場会社における自社株売買に係る社内ルールのセルフチェックの機会及び未然防止体制の整備を促すことを目的として、全国の上場会社を対象に、「第4回全国上場会社インサイダー取引管理アンケート」を名古屋証券取引所、福岡証券取引所及び札幌証券取引所と共催で実施しました。

## c 上場会社セミナー等の講演活動

2015年度は、上場会社におけるコーポレートガバナンスの更なる充実や不祥事の未然防止の一助とするべく、上場会社役員等を対象に『「形だけ」に終わらないコーポレートガバナンス』と題したセミナーを開催し、コーポレートガバナンス等の分野の第一線で活躍する専門家を招き講演を実施しました（東京：2016年2月、大阪：2016年3月）。また、適時開示実務担当者を対象に「不適正開示の未然防止」と題した講演を実施し、適時開示の遅延などの「不適正開示」の事例紹介に加えて未然防止のための社内体制整備のポイントを解説しました（東京：2015年10月～2016年3月（計5回）、名古屋：2015年9月）。

#### d 社内研修等への講師の派遣

COMLECは、法令諸規則遵守の徹底を図る観点から、上場会社や取引参加者等からの要請に応じて、コンプライアンスに関する社内研修等の講師として当法人の社員を派遣しています。

売買審査関連の研修では、上場会社や取引参加者等のニーズに合わせてインサイダー取引や相場操縦に関する規制のほか、実際の判例や当法人で実際に認められた売買審査事例等も交えて解説しています。

一方、考査関連の研修においては、取引参加者からの個別の御要望を踏まえ、各社の役職員に対し、実際に認められた違反事例を紹介しながら、その解決策や、未然に防止するための適切な社内管理体制の構築方法について解説しています。

2015年度においては、上場会社等に対して延べ538回（前年度710回）の講師派遣を行うとともに、上場会社等の管理担当者を対象としたインサイダー取引規制セミナーを東京はじめ全国主要都市にて計39回開催しました。取引参加者に対しては、インサイダー取引規制や考査で認められた不備事例の解説等をテーマに延べ22回の講師派遣を実施しました。

社内研修の御要望がありましたら、COMLEC事務局（TEL：03-3666-0431、E-mail：COMLEC@jpx.co.jp）まで御連絡ください。

#### I 講師派遣実績

上 場 会 社 等	
アルフレッサ ホールディングス	ツムラ
アトムクス	トーマンデバイス
飯野海運	東洋インキSCホールディングス
NECキャピタルソリューション	名村造船所
Aiming	日本電産
オートバックスセブン	西松屋チェーン
オウチーノ	日本郵船
カカクコム	長谷工コーポレーション
川崎汽船	バイク王&カンパニー
カイオム・バイオサイエンス	東日本旅客鉄道
菊水化学工業	ファーマライズホールディングス
三光合成	扶桑化学工業
昭和産業	プロパティエージェント
GCAサヴィアン	ペルーナ
島精機製作所	ポーラ・オルビスホールディングス
JCRファーマ	マイネット
GMOクリックホールディングス	モスフードサービス
セントケア・ホールディング	ヤマダコーポレーション
太陽誘電	ライフネット生命保険
タビオ	綿半ホールディングス
	ほか

証 券 会 社	
いちよし証券	丸國証券
イービーエヌ・アムロ・クリアリング証券	三菱UFJモルガン・スタンレー証券
岡地証券	東洋証券
豊証券	岡地証券
東海東京証券	光証券
山和証券	極東証券
三晃証券	日本アジア証券
	ほか

### e eラーニング研修サービスの提供

COMLECは、上場会社や取引参加者の役職員、その他投資者等の市場利用者を対象とした証券教育活動の一環として、インターネットを利用した「eラーニング研修サービス」を提供しています。

本サービスは遠隔地や多忙な役職員などを含め役職員全員への研修として最適で利便性の高いコンプライアンス研修ツールであるとともに各企業の研修のご担当者が受講者ごとの学習状況を確認することが可能なことから、実効性のある高い学習効果が期待できるとしてこれまでに多くの方にご利用いただいております。スマートフォン及びタブレット等のモバイル機器での受講が可能です。

役職員一人一人のコンプライアンス意識の向上は、企業のリスク管理の観点からも大変重要です。社内研修等における社員への啓発のためのツールとして、是非ご利用ください。

サービスの詳細や申込方法等については、ホームページをご覧ください。

①インサイダー取引規制eラーニング

<http://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/seminar/e-insider/index.html>

②取引参加者向けeラーニング

<http://www.jpx.co.jp/regulation/preventing/activity/index.html>

講座タイトル	対象	学習時間	内容
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門① ～インサイダー取引の基礎知識～	新入社員を含む 社会人全般	15分	「インサイダー取引とは何か」を学ぶためのコースです。インサイダー取引について、漠然としたイメージしかお持ちでない方にも理解いただけるよう、何が規制されるのか、なぜ規制されるのかといったところから解説しています。
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門② ～インサイダー取引規制の内容～	主に上場会社、 証券会社等の 役職員	15分	インサイダー取引規制の内容について、上場会社の役職員が持っておきたい知識をまとめたコースです。4つのキーワードを中心に、インサイダー取引規制が及ぶ範囲を説明しています。
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門③ ～間違いやすいポイントとケース スタディ～	主に上場会社、 証券会社等の 役職員	15分	インサイダー取引規制について一定の知識があることを前提に、会社関係者に該当する方が注意すべきポイントをまとめたコースです。具体的な事例を交えて、より実務的なポイントを解説しています。
実務担当者のための インサイダー取引未然防止のポイント	主に上場会社 の役員や管理 部門担当者	15分	インサイダー取引未然防止のため、個人としてではなく上場会社として注意すべきポイントをまとめたコースです。ケーススタディを交えて上場会社のあるべき管理体制についての考え方を解説しています。
こんぶらくんの 株価操作規制入門①	主に証券会社 の営業担当者・ 新入社員等	25分	金融商品取引法による株価操作規制の内容を基礎から学習するコースです。どのような行為が株価操作規制により禁止されているのかを具体的な事例を挙げて解説しています。
こんぶらくんの 株価操作規制入門②	主に証券会社 の営業担当者・ 新入社員等	20分	金融商品取引法による株価操作規制の内容を基礎から学習するコースです。入門①から引き続き、違法な株価操作に対する罰則等の解説のほか、理解を深めるためのケーススタディを多く盛り込んでいます。
こんぶらくんの インサイダー取引規制 ～REITに関する規制の留意点～	主に上場投資 法人、証券会 社等の役職員	15分	REITに関するインサイダー取引規制の内容を学習するためのコースです。REITに関する規制の内容を、株式会社と比較したときの投資法人の特殊性からくるポイントとあわせて解説しています。

## f 刊行物の発刊

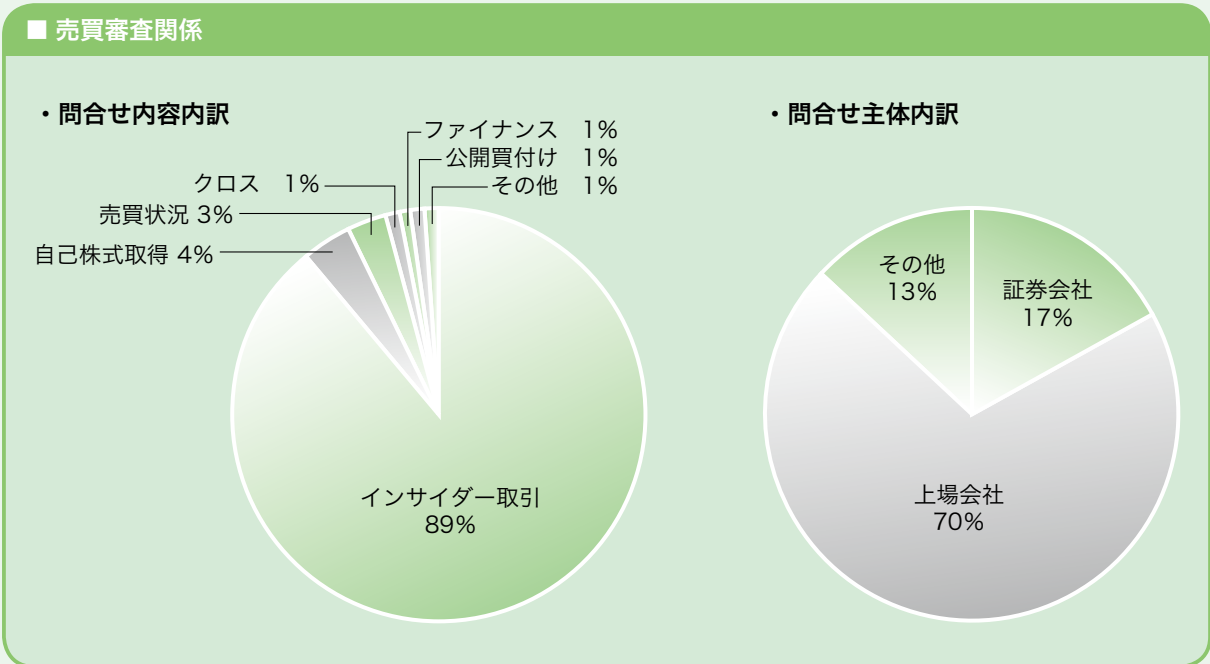
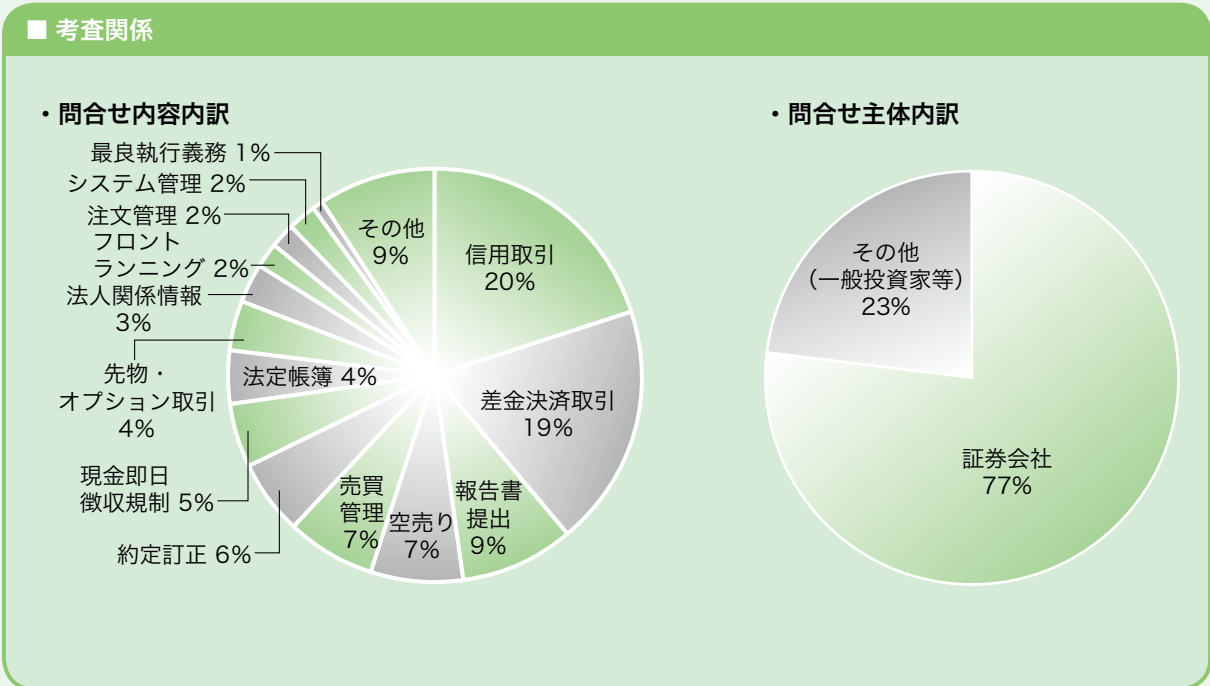
COMLECが発刊する主なコンプライアンス関連刊行物は以下のとおりです。i)～ii)については、ホームページ (<http://www.jpx.co.jp/learning/tour/books-brochures/index.html>) 等を通じて販売しています。また、iii)～iv)については、ホームページに掲載しています。

刊行物名	概要
i) 内部管理用ケーススタディハンドブック	取引参加者から寄せられた問合せ事項等の中から、関心の高い事例等をQ&A形式で取りまとめた冊子です(2014年4月改訂)。
ii) こんぶらくんのインサイダー取引規制Q&A (金商法2013年改正対応版)	インサイダー取引規制の基本的内容をQ&A方式で取りまとめたインサイダー取引規制のバイブルです。
iii) 内部者取引防止規程事例集	第二回全国上場会社内部者取引管理アンケートの際に東証上場会社348社の皆様から任意で提供いただいた内部者取引防止規程を分析した事例集です。ホームページ ( <a href="http://www.jpx.co.jp/regulation/public/nlsgeu000001igcp-att/1-04index_pdf_08.pdf">http://www.jpx.co.jp/regulation/public/nlsgeu000001igcp-att/1-04index_pdf_08.pdf</a> ) をご覧ください。
iv) 第三回全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書	全国の上場会社を対象に、内部者取引管理に関するアンケート調査を実施し、御協力いただいた2,387社の上場会社の回答を分析して調査報告書を取りまとめ、2011年8月各取引所のウェブサイトに公表いたしました(全国取引所共同実施)。ホームページ ( <a href="http://www.jpx.co.jp/regulation/public/nlsgeu000001igcp-att/1-03enquete_pdf_03.pdf">http://www.jpx.co.jp/regulation/public/nlsgeu000001igcp-att/1-03enquete_pdf_03.pdf</a> ) をご覧ください。

### ③ 上場会社・取引参加者等からの相談受付

考査部では、取引参加者等から証券取引に係る法令諸規則について、売買審査部では、上場会社や取引参加者等からインサイダー取引や相場操縦取引に関する規制について、それぞれご相談を受け付け、ご質問に回答しています。

2015年度においては、考査関連で179件、売買審査関連で740件の問合せがありました。相談受付の状況は以下のとおりです。



#### 4 J-IRISSの登録推進活動

上場会社等の役員等の情報を登録し証券会社における内部者登録等の実効性をより確実なものとし、内部者取引を未然防止するシステムである「J-IRISS」(ジェイ・アイリス: Japan-Insider Registration & Identification Support System) について、未登録上場会社の登録促進を図るため、未登録上場会社への個別訪問等の活動を引き続き実施しており、東京証券取引所上場会社の登録率は2015年度末に82%に達しています。

## 6 銘柄一覧

### ■ 新規上場等銘柄数

#### 新規上場

〈株券〉 107銘柄

(市場第一部) 16銘柄

2015. 4. 1 マクニカ・富士エレホールディングス(株)※  
 6.25 (株)メニコン  
 7.29 テクセリアルズ(株)  
 9. 1 パイブドHD(株)※  
 10. 1 コスモエネルギーホールディングス(株)※  
 10. 1 (株)九州フィナンシャルグループ※  
 10. 1 (株)C&Fロジホールディングス※  
 11. 4 日本郵政(株)  
 11. 4 (株)ゆうちょ銀行  
 11. 4 (株)かんぽ生命保険  
 11.10 (株)ジーフット  
 11.20 (株)ベルシステム24ホールディングス  
 12.16 (株)ツバキ・ナカシマ  
 12.18 フリュー(株)
2016. 3.15 ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)  
 3.15 (株)富山第一銀行

(市場第二部) 12銘柄

2015. 4.21 (株)シーアールイー  
 6.16 コマニー(株)  
 6.25 富士ダイス(株)  
 8.26 (株)土木管理総合試験所  
 8.28 (株)ラクト・ジャパン  
 9. 8 JESCOホールディングス(株)  
 12.11 (株)ランドコンピュータ  
 12.24 ケイアイスター不動産(株)  
 12.25 (株)一蔵  
 12.25 日華化学(株)
2016. 3. 3 中本パックス(株)  
 3.18 (株)イワキ

(マザーズ) 58銘柄

2015. 4. 8 サンバイオ(株)  
 4.17 (株)海帆  
 4.20 Hamee(株)  
 4.22 日本スキー場開発(株)  
 4.24 (株)レントラックス  
 4.28 (株)リンクバル  
 4.28 ジグソー(株)
- 4.28 (株)Gunosy  
 4.30 (株)テラスカイ  
 4.30 (株)デザインワン・ジャパン  
 6.16 (株)ヘリオス  
 6.17 (株)マーケットエンタープライズ  
 6.24 (株)中村超硬  
 6.25 (株)ファンテリー  
 7. 7 (株)富士山マガジンサービス  
 7.16 (株)アイリッジ  
 7.30 (株)イトクロ  
 8. 4 PCIホールディングス(株)  
 8.11 (株)パルマ  
 8.13 (株)エムビーエス  
 8.28 (株)メタップス  
 8.31 (株)アクアライン  
 9. 2 ベステラ(株)  
 9. 2 (株)STUDIOUS  
 9.14 ピクスタ(株)  
 9.15 アイビーシー(株)  
 9.17 (株)ブランジスタ  
 10.15 AppBank(株)  
 10.22 (株)グリーンペプタイト  
 10.23 GMOメディア(株)  
 10.27 (株)パートナーエージェント  
 10.28 (株)バルニバービ  
 11.19 (株)ロゼッタ  
 11.19 あんしん保証(株)  
 11.27 (株)ネオジャパン  
 12. 3 (株)インベスターズクラウド  
 12. 4 (株)鎌倉新書  
 12. 9 (株)ラクス  
 12.15 (株)ダブルスタンダード  
 12.17 (株)オーブドア  
 12.18 (株)アークン  
 12.21 (株)ビジョン  
 12.21 (株)マイネット  
 12.22 ソネット・メディア・ネットワークス(株)  
 12.24 ソーシャルワイヤー(株)
2016. 2.24 (株)はてな  
 3. 2 (株)バリューゴルフ  
 3. 4 (株)ヨシムラ・フード・ホールディングス  
 3. 9 (株)プラス

- 3.11 (株)フィット
- 3.14 (株)LITALICO
- 3.17 (株)アカツキ
- 3.18 (株)グローバルグループ
- 3.18 (株)フェニックスパイオ
- 3.18 (株)アイドママーケティングコミュニケーション
- 3.24 (株)ベネフィットジャパン
- 3.31 (株)PR TIMES
- 3.31 (株)エボラブルアジア

(JASDAQ) 17銘柄

- 2015. 4. 1 GMOクリックホールディングス(株)※
- 4.24 (株)三機サービス
- 6.16 (株)スマートバリュー
- 6.18 デジタル・インフォメーション・テクノロジー(株)
- 6.29 (株)ナガオカ
- 7. 8 株式会社外会社クレストック
- 7.10 (株)平山
- 10. 1 大木ヘルスケアホールディングス(株)※
- 12.17 (株)ミズホメディー
- 12.22 プロパティエージェント(株)
- 2016. 3. 1 アクサスホールディングス(株)※
- 3.15 富士ソフトサービスビューロ(株)
- 3.16 昭栄薬品(株)
- 3.18 ヒロセ通商(株)
- 3.18 アグレ都市デザイン(株)
- 3.22 チエル(株)
- 3.24 (株)ウィルプラスホールディングス

(TOKYO PRO Market) 4銘柄

- 2015. 8.18 (株)スズキ太陽技術
- 9.11 (株)デントス
- 10.15 WBFリゾート沖縄(株)
- 11.25 (株)トライアンフコーポレーション

(注) 銘柄名に※を付している銘柄は、テクニカル上場銘柄。

<債券等> 4銘柄

- 2015. 7.14 シークス(株)130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
- 7.22 ソニー(株)130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(社債間限定同順位特約付)
- 12.22 DCMホールディングス(株)120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

- 2016. 3.24 (株)共立メンテナンス第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

<ETF・ETN> 21銘柄

- 2015. 4.27 ダイワ上場投信-日経平均インバース・インデックス
- 4.27 ダイワ上場投信-TOPIXインバース(-1倍)
- 7.15 楽天ETF-日経レバレッジ指数連動型
- 7.15 楽天ETF-日経ダブルインバース指数連動型
- 8.24 ダイワ上場投信-JPX日経400レバレッジ・インデックス
- 8.24 ダイワ上場投信-JPX日経400インバース・インデックス
- 8.24 ダイワ上場投信-JPX日経400ダブルインバース・インデックス
- 8.24 JPX日経400ブル2倍上場投信(レバレッジ)
- 8.24 JPX日経400ベア上場投信(インバース)
- 8.24 JPX日経400ベア2倍上場投信(ダブルインバース)
- 8.24 NEXT FUNDS JPX日経400レバレッジ・インデックス連動型上場投信
- 8.24 NEXT FUNDS JPX日経400インバース・インデックス連動型上場投信
- 8.24 NEXT FUNDS JPX日経400ダブルインバース・インデックス連動型上場投信
- 9. 7 DIAM ETF トピックス
- 9. 7 DIAM ETF JPX日経400
- 10.20 iシェアーズ TOPIX ETF
- 10.20 iシェアーズ Jリート ETF
- 10.20 iシェアーズ MSCI 日本株最小分散ETF
- 10.20 iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回りETF
- 12. 1 上場インデックスファンドMSCI日本株高配当低ボラティリティ

- 2016. 3.22 MAXIS JAPAN クオリティ150上場投信

<REIT> 5銘柄

- 2015. 6.30 サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券
- 7.29 ジャパン・シニアリビング投資法人 投資証券
- 10. 2 野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券
- 11.30 いちごホテルリート投資法人 投資証券
- 2016. 2.17 ラサールロジポート投資法人 投資証券

<TOKYO PRO-BOND Market> 22銘柄

(プログラム上場)

- 2015. 5.11 東京都外債 債券



10. 1	The Bank of Nova Scotia 債券
10. 1	Scotiabank Europe plc 債券
10. 5	Santander UK Group Holdings plc 債券
10. 8	Credit Suisse International 債券
10.19	Banco Latinoamericano de Comercio Exterior, S.A. 債券
11.25	Santander International Debt, S.A. Unipersonal/Santander Issuances, S.A. Unipersonal 債券
2016. 2. 2	地方公共団体金融機構 債券
2.23	Santander Consumer Finance, S.A. 債券
2.29	Industrial and Commercial Bank of China Limited 債券
(プログラム情報に基づく個別債券)	
2015. 5.20	The Metropolis of Tokyo U.S.\$1,000,000,000 2.125 per cent. Bonds due 2020
7. 6	ING Bank N.V. Japanese Yen TOKYO PROBOND Market Listed Bonds -Third Series (2015)
7. 6	ING Bank N.V. Japanese Yen TOKYO PROBOND Market Listed Bonds -Fourth Series(2015)
7. 6	ING Bank N.V. Japanese Yen TOKYO PROBOND Market Listed Floating Rate Bonds - Second Series (2015)
10. 7	The Bonds of Mizuho Bank, Ltd. No.1/2558 Due B.E. 2561(2018)
10.21	The Bank of Nova Scotia JPY32,300,000,000 0.297 per cent. Notes due 19 October 2018 (under the U.S.\$20,000,000,000 Euro Medium Term Note Programme)
10.21	The Bank of Nova Scotia JPY14,900,000,000 0.405 per cent. Notes due 20 October 2020 (under the U.S.\$20,000,000,000 Euro Medium Term Note Programme)
12.10	JPY 25,300,000,000 0.543 per cent. Instruments due 9 December 2020 Guaranteed by Banco Santander, S.A.
12.11	JPY 3,000,000,000 0.557 per cent. Notes due December 2018
12.11	JPY 27,000,000,000 0.787 per cent. Notes due December 2020
2016. 2.15	Japan Finance Organization for Municipalities Series 52 U.S.\$500,000,000 2.125 percent. Notes due 2021

(プログラム情報に基づかない個別債券)

2016. 2.19 Citigroup Inc. ¥81,500,000,000 0.457% Notes Due 2021

<有価証券オプション>

該当なし

<新株予約権証券>

該当なし

**市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定 38銘柄**

2015. 4.10	(株)丸和運輸機関
4.24	(株)ニイタカ
6.12	ニホンフラッシュ(株)
6.26	(株)レグス
7. 7	(株)ダイヤモンドダイニング
7.17	(株)IBJ
7.17	立川ブラインド工業(株)
7.23	日本ビューホテル(株)
8.14	(株)アイフィスジャパン
8.21	(株)シーティーエス
8.25	(株)オオバ
8.26	(株)ビジネスブレイン太田昭和
8.26	日東エフシー(株)
9. 7	(株)ゴルフダイジェスト・オンライン
9.17	(株)テクノスジャパン
10. 6	(株)サイバーリンクス
10.13	(株)ラックランド
10.28	(株)富山銀行
10.29	(株)SHOEI
10.30	(株)エー・ディー・ワークス
11.13	日新製糖(株)
11.24	(株)北の達人コーポレーション
11.25	(株)学究社
12. 4	(株)タカキタ
12.22	(株)中広
12.24	OATアグリオ(株)
12.24	(株)ピエトロ
12.25	綿半ホールディングス(株)
12.25	(株)Minoriソリューションズ
2016. 2. 5	(株)アイ・オー・データ機器
2.19	(株)ファーストエスコ
2.22	(株)ホクリヨウ
3. 4	(株)フォーカスシステム
3.18	オカダアイオン(株)
3.23	(株)ソネック
3.23	本多通信工業(株)

3.29 (株)ビーアールホールディングス

3.31 ヤマシンフィルタ(株)

#### 上場市場の変更 71銘柄

<マザーズから市場第一部> 27銘柄

2015. 4. 6 (株)ミサワ

4.17 (株)N・フィールド

5.25 日本アジアグループ(株)

5.29 (株)東京一番フーズ

7.22 (株)ブイキューブ

8.28 (株)ディア・ライフ

9. 8 (株)YOYAGE GROUP

9.30 (株)ホットランド

10.22 (株)オブティム

10.26 (株)インフォーマート

11. 9 (株)エラン

11.20 (株)ライドオン・エクスプレス

11.27 ダブル・スコープ(株)

11.27 さくらインターネット(株)

12. 8 シュッピン(株)

12.11 (株)スノーピーク

12.16 ペプチドリーム(株)

12.18 (株)U-NEXT

12.22 (株)インターワークス

12.22 イーレックス(株)

2016. 2. 5 (株)ムゲンエステート

2.18 (株)ファーストロジック

2.23 (株)メディアドゥ

3. 2 (株)ワイヤレスゲート

3.18 KeePer 技研(株)

3.29 (株)ラクーン

3.31 タカラバイオ(株)

<マザーズから市場第二部>

該当なし

<JASDAQから市場第一部> 13銘柄

2015. 4.14 フィールズ(株)

5.22 VTホールディングス(株)

6. 1 日本通信(株)

8.28 (株)ジェイ エイ シー リクルートメント

9.16 ガンホー・オンライン・エンターテイメント(株)

10.16 (株)ハローズ

10.26 サムティ(株)

11. 5 (株)ピーシーデポコーポレーション

11.17 いちごグループホールディングス(株)

11.27 (株)日本マイクロニクス

12. 7 扶桑化学工業(株)

12.11 (株)第一興商

12.17 (株)ナガワ

<JASDAQから市場第二部> 30銘柄

2015. 4. 6 (株)イー・ディー・ワークス

5.15 大阪工機(株)

5.15 (株)オンリー

5.21 サンコーテクノ(株)

5.25 (株)フォーカスシステムズ

6. 2 (株)テクノスジャパン

6. 5 (株)サイネックス

6.18 (株)Minoriソリューションズ

7.10 (株)鳥貴族

8.27 (株)アイ・オー・データ機器

8.27 カネコ種苗(株)

9. 1 (株)日本エスコ

10.15 トレックス・セミコンダクター(株)

10.16 (株)アドバンスクリエイト

11.25 スター・マイカ(株)

11.27 (株)イーグランド

12. 7 日本フェンオール(株)

12. 9 (株)PALTEK

12.11 (株)ソルクシーズ

12.17 (株)システムソフト

12.24 (株)ヨシックス

12.24 (株)ウィル

2016. 1.27 (株)フジ・コーポレーション

1.27 ローツェ(株)

2.22 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン

2.24 アドソル日進(株)

2.26 (株)クリーク・アンド・リバー社

3.15 (株)タナベ経営

3.22 (株)ワールドホールディングス

3.30 (株)システムリサーチ

<JASDAQからマザーズ> 1銘柄

2015. 9.18 プレシジョン・システム・サイエンス(株)

## 2 上場廃止等銘柄数及び処分その他の措置を行った銘柄数

### 上場廃止

<株券> 66銘柄

(市場第一部) 24銘柄

2015. 5.31 江守グループホールディングス(株)  
 6.26 東京建物不動産販売(株)  
 7.29 日鉄住金テックスエンジ(株)  
 7.29 大和小田急建設(株)  
 7.29 PGMホールディングス(株)  
 7.29 パナソニックインフォメーションシステムズ(株)  
 8.27 (株)CFSコーポレーション  
 8.27 (株)パイブドビッツ  
 9.28 コープケミカル(株)  
 9.28 コスモ石油(株)  
 9.28 (株)鹿児島銀行  
 9.28 (株)肥後銀行  
 9.28 名糖運輸(株)  
 10.30 第一中央汽船(株)  
 12. 4 (株)ビットアイル  
 12.25 日本バイリーン(株)  
 12.28 (株)総合臨床ホールディングス

2016. 3.14 (株)一休  
 3.29 シロキ工業(株)  
 3.29 米久(株)  
 3.29 (株)東日本銀行  
 3.29 (株)横浜銀行  
 3.29 日本コンベヤ(株)  
 3.29 伊藤ハム(株)

(市場第二部) 15銘柄

2015. 6.16 (株)雪国まいたけ  
 7.15 (株)ワイ・イー・データ  
 7.24 国産電機(株)  
 7.27 日立機材(株)  
 7.27 (株)積水工機製作所  
 7.29 三和倉庫(株)  
 8.27 鈴木金属工業(株)  
 9. 4 日本風力開発(株)  
 9.11 栄光ホールディングス(株)  
 9.28 (株)ヒューテックノオリン  
 12. 1 (株)エル・シー・エーホールディングス  
 2016. 1.21 (株)ハナテン  
 1.25 東福製粉(株)  
 1.27 (株)オーナミ  
 3.27 長野日本無線(株)

(マザーズ) 6銘柄

2015. 5. 1 SBIライフリビング(株)  
 5.11 (株)ウェブクルー  
 5.29 (株)京王ズホールディングス  
 8.10 (株)メッツ  
 2016. 2. 2 (株)駐車場総合研究所  
 3. 9 ケンコーコム(株)

(JASDAQ) 21銘柄

2015. 5.27 (株)ナイスクラブ  
 5.27 (株)JPNホールディングス  
 6.16 スターホールディングス(株)  
 6.26 (株)サンワドー  
 7.23 日本オフィス・システム(株)  
 7.29 NSユナイテッド内航海運(株)  
 7.31 (株)P&Pホールディングス  
 8. 1 石山Gateway Holdings(株)  
 8.31 (株)メガロス  
 9.12 グローバルアジアホールディングス(株)  
 9.28 (株)アイフレッジ  
 9.28 (株)大木  
 10. 1 (株)レディ薬局  
 11.16 小野産業(株)  
 11.30 (株)アールテック・ウエノ  
 12.28 (株)マツヤ  
 2016. 1.21 (株)白青舎  
 2. 2 情報技術開発(株)  
 2.18 (株)新星堂  
 2.25 ウライ(株)  
 2.25 (株)雑貨屋ブルドッグ

(TOKYO PRO Market)

該当なし

<債券等> 1銘柄

2015. 7. 9 上新電機(株)第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

<ETF・ETN> 5銘柄

2015. 7. 5 上場インデックスファンドTOPIX100 日本大型株  
 7. 5 上場インデックスファンドTOPIX Mid400 日本中型株

- 7. 5 上場インデックスファンドTOPIX Small 日本  
小型株
- 7. 5 上場インデックスファンド日本株式 (MSCIジャ  
パン)
- 7. 5 上場インデックスファンド日経中国関連株50

<REIT> 3銘柄

- 2015. 9.28 野村不動産レジデンシャル投資法人
- 9.28 野村不動産マスターファンド投資法人
- 9.28 野村不動産オフィスファンド投資法人

<ベンチャーファンド>

該当なし

<TOKYO PRO-BOND Market>

該当なし

<有価証券オプション> 1銘柄

- 2015. 9. 1 野村不動産オフィスファンド投資法人

<新株予約権証券>

該当なし

**市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え**

該当なし

**実質的存続性の喪失** 2銘柄

- 2015. 4.14 アクサスホールディングス(株)
- 9. 1 (株)フード・プラネット

**措置を行った銘柄一覧**

**特設注意市場銘柄の指定** 3銘柄

- 2015. 4. 1 (株)アイセイ薬局
- 9.15 (株)東芝
- 2016. 3.17 (株)フード・プラネット

**改善報告書の徴求** 2銘柄

- 2015. 9. 4 (株)アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
- 2016. 3.24 ジャパン・フード&リカー・アライアンス(株)

**公表措置** 3銘柄

- 2015. 6. 8 ジャパンベストレスキューシステム(株)
- 9. 4 (株)アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
- 2016. 3.24 ジャパン・フード&リカー・アライアンス(株)

**上場契約違約金の徴求** 2銘柄

- 2015. 9.14 (株)東芝
- 2016. 3.16 (株)フード・プラネット

## JPX自主規制法人の年次報告 2016

---

編集：日本取引所自主規制法人 総合管理室

2016年7月22日発行

---

発行所：日本取引所自主規制法人

〒103-8229 東京都中央区日本橋兜町2番1号

TEL：03-3666-0431（代表）

印刷：富士プリント株式会社

---

**Copyright©2016 Japan Exchange Regulation. All Rights Reserved**

本書の全部又は一部を無断で複写、複製、転載及び磁気媒体又は光記録媒体に入力することを禁じます。

使用するデータ及び表現等の欠落・誤謬等につきまして当法人はその責めを負いかねますのでご了承ください。

この資料に記載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。

この資料に記載されている制度、数値は当法人が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、当法人が正確かつ完全であることを保証するものではありません。

グラフは将来の結果を予想又は保証するものではありません。

落丁・乱丁本はお取替えます。

# JPX-R Annual Report 2016

お問い合わせは

 **03-3666-0431** (代表)

詳しくは日本取引所グループのホームページへ

**<http://www.jpx.co.jp/>**

日本取引所グループ

検索 